

個人情報保管場所等届出（承認）書

年 月 日

（あて先）八 戸 市 長

住 所
名 称
代表者氏名

個人情報取扱特記事項第5条の規定により、個人情報の保管場所等を次のとおり届け出ます。

1. 保管場所

2. 取扱責任者

3. 事務従事者氏名

4. 作業場所

上のとおり承認します。

年 月 日

八戸市長



記 載 要 領

1. 「保管場所」欄について

- ・「保管場所」欄は、個人情報を保管する場所を特定するために記入してもらうものです。
- ・保管場所が事業所であれば、その名称（会社名など）と所在地を御記入ください。
- ・複数の事業所（例えば、社会福祉法人であれば、居宅介護支援事業所、特別養護老人ホームなど複数の事業所を有している場合）において個人情報を取り扱い、保管する場合には、以下の例を参考に御記入ください。

（例）居宅介護支援事業所 ○○○ （ 所在地 ）
 特別養護老人ホーム ○○○ （ 所在地 ）

2. 「取扱責任者」欄について

「取扱責任者」欄は、個人情報を統括して管理する責任者を御記入ください。

- （例）・受託者の代表者
- ・受託者の個人情報を取り扱う統括部門の責任者など
 - ・例えば、社会福祉法人のように複数の事業者を統括している場合については、受託者が一括して責任者（受託者の代表者若しくは受託者の個人情報を取り扱う統括部門の責任者など）となっても構いませんし、各事業所に責任者を置いても構いません。

3. 「事務従事者氏名」欄について

- 事務従事者が特定できる場合（1～3名程度で、かつ変動の可能性がほぼない場合）は、その事務従事者の氏名を御記入ください。
- ただし、事務従事者や事務職員など、事業所のほとんどの方が個人情報に接する場合であれば、例えば「上記事業所の従業員一同」というような記載でも構いません。
- 取扱責任者と事務従事者とが同一人になる場合でもかまいません。

4. 「作業場所」欄について

- 作業場所の所在地を御記入ください。
- 個人情報を外部に持ち出す場合には、例えば、現場で調査をする委託については、「保管場所所在地及び調査対象者の居所」などのように記入してかまいません。